# 個人情報の保護に関する法律

## 第一条 （目的）

## 第二条 （定義）

## 第三条 （基本理念）

## 第四条 （国の責務）

## 第五条 （地方公共団体の責務）

## 第六条 （法制上の措置等）

## 第七条

## 第八条 （国の機関等が保有する個人情報の保護）

## 第九条 （地方公共団体等への支援）

## 第十条 （苦情処理のための措置）

## 第十一条 （個人情報の適正な取扱いを確保するための措置）

## 第十二条 （地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

## 第十三条 （区域内の事業者等への支援）

## 第十四条 （苦情の処理のあっせん等）

## 第十五条

## 第十六条 （定義）

## 第十七条 （利用目的の特定）

## 第十八条 （利用目的による制限）

## 第十九条 （不適正な利用の禁止）

## 第二十条 （適正な取得）

## 第二十一条 （取得に際しての利用目的の通知等）

## 第二十二条 （データ内容の正確性の確保等）

## 第二十三条 （安全管理措置）

## 第二十四条 （従業者の監督）

## 第二十五条 （委託先の監督）

## 第二十六条 （漏えい等の報告等）

## 第二十七条 （第三者提供の制限）

## 第二十八条 （外国にある第三者への提供の制限）

## 第二十九条 （第三者提供に係る記録の作成等）

## 第三十条 （第三者提供を受ける際の確認等）

## 第三十一条 （個人関連情報の第三者提供の制限等）

## 第三十二条 （保有個人データに関する事項の公表等）

## 第三十三条 （開示）

## 第三十四条 （訂正等）

## 第三十五条 （利用停止等）

## 第三十六条 （理由の説明）

## 第三十七条 （開示等の請求等に応じる手続）

## 第三十八条 （手数料）

## 第三十九条 （事前の請求）

## 第四十条 （個人情報取扱事業者による苦情の処理）

## 第四十一条 （仮名加工情報の作成等）

## 第四十二条 （仮名加工情報の第三者提供の制限等）

## 第四十三条 （匿名加工情報の作成等）

## 第四十四条 （匿名加工情報の提供）

## 第四十五条 （識別行為の禁止）

## 第四十六条 （安全管理措置等）

## 第四十七条 （認定）

## 第四十八条 （欠格条項）

## 第四十九条 （認定の基準）

## 第五十条 （変更の認定等）

## 第五十一条 （廃止の届出）

## 第五十二条 （対象事業者）

## 第五十三条 （苦情の処理）

## 第五十四条 （個人情報保護指針）

## 第五十五条 （目的外利用の禁止）

## 第五十六条 （名称の使用制限）

## 第五十七条 （適用除外）

## 第五十八条 （適用の特例）

## 第五十九条 （学術研究機関等の責務）

## 第六十条 （定義）

## 第六十一条 （個人情報の保有の制限等）

## 第六十二条 （利用目的の明示）

## 第六十三条 （不適正な利用の禁止）

## 第六十四条 （適正な取得）

## 第六十五条 （正確性の確保）

## 第六十六条 （安全管理措置）

## 第六十七条 （従事者の義務）

## 第六十八条 （漏えい等の報告等）

## 第六十九条 （利用及び提供の制限）

## 第七十条 （保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

## 第七十一条 （外国にある第三者への提供の制限）

## 第七十二条 （個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

## 第七十三条 （仮名加工情報の取扱いに係る義務）

## 第七十四条 （個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

## 第七十五条 （個人情報ファイル簿の作成及び公表）

## 第七十六条 （開示請求権）

## 第七十七条 （開示請求の手続）

## 第七十八条 （保有個人情報の開示義務）

## 第七十九条 （部分開示）

## 第八十条 （裁量的開示）

## 第八十一条 （保有個人情報の存否に関する情報）

## 第八十二条 （開示請求に対する措置）

## 第八十三条 （開示決定等の期限）

## 第八十四条 （開示決定等の期限の特例）

## 第八十五条 （事案の移送）

## 第八十六条 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

## 第八十七条 （開示の実施）

## 第八十八条 （他の法令による開示の実施との調整）

## 第八十九条 （手数料）

## 第九十条 （訂正請求権）

## 第九十一条 （訂正請求の手続）

## 第九十二条 （保有個人情報の訂正義務）

## 第九十三条 （訂正請求に対する措置）

## 第九十四条 （訂正決定等の期限）

## 第九十五条 （訂正決定等の期限の特例）

## 第九十六条 （事案の移送）

## 第九十七条 （保有個人情報の提供先への通知）

## 第九十八条 （利用停止請求権）

## 第九十九条 （利用停止請求の手続）

## 第百条 （保有個人情報の利用停止義務）

## 第百一条 （利用停止請求に対する措置）

## 第百二条 （利用停止決定等の期限）

## 第百三条 （利用停止決定等の期限の特例）

## 第百四条 （審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

## 第百五条 （審査会への諮問）

## 第百六条 （地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

## 第百七条 （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

## 第百八条

## 第百九条 （行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

## 第百十条 （提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

## 第百十一条 （提案の募集）

## 第百十二条 （行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

## 第百十三条 （欠格事由）

## 第百十四条 （提案の審査等）

## 第百十五条 （行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

## 第百十六条 （行政機関等匿名加工情報の作成等）

## 第百十七条 （行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

## 第百十八条 （作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

## 第百十九条 （手数料）

## 第百二十条 （行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）

## 第百二十一条 （識別行為の禁止等）

## 第百二十二条 （従事者の義務）

## 第百二十三条 （匿名加工情報の取扱いに係る義務）

## 第百二十四条 （適用除外等）

## 第百二十五条 （適用の特例）

## 第百二十六条 （権限又は事務の委任）

## 第百二十七条 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

## 第百二十八条 （行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

## 第百二十九条 （地方公共団体に置く審議会等への諮問）

## 第百三十条 （設置）

## 第百三十一条 （任務）

## 第百三十二条 （所掌事務）

## 第百三十三条 （職権行使の独立性）

## 第百三十四条 （組織等）

## 第百三十五条 （任期等）

## 第百三十六条 （身分保障）

## 第百三十七条 （罷免）

## 第百三十八条 （委員長）

## 第百三十九条 （会議）

## 第百四十条 （専門委員）

## 第百四十一条 （事務局）

## 第百四十二条 （政治運動等の禁止）

## 第百四十三条 （秘密保持義務）

## 第百四十四条 （給与）

## 第百四十五条 （規則の制定）

## 第百四十六条 （報告及び立入検査）

## 第百四十七条 （指導及び助言）

## 第百四十八条 （勧告及び命令）

## 第百四十九条 （委員会の権限の行使の制限）

## 第百五十条 （権限の委任）

## 第百五十一条 （事業所管大臣の請求）

## 第百五十二条 （事業所管大臣）

## 第百五十三条 （報告の徴収）

## 第百五十四条 （命令）

## 第百五十五条 （認定の取消し）

## 第百五十六条 （資料の提出の要求及び実地調査）

## 第百五十七条 （指導及び助言）

## 第百五十八条 （勧告）

## 第百五十九条 （勧告に基づいてとった措置についての報告の要求）

## 第百六十条 （委員会の権限の行使の制限）

## 第百六十一条 （送達すべき書類）

## 第百六十二条 （送達に関する民事訴訟法の準用）

## 第百六十三条 （公示送達）

## 第百六十四条 （電子情報処理組織の使用）

## 第百六十五条 （施行の状況の公表）

## 第百六十六条 （地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）

## 第百六十七条 （条例を定めたときの届出）

## 第百六十八条 （国会に対する報告）

## 第百六十九条 （案内所の整備）

## 第百七十条 （地方公共団体が処理する事務）

## 第百七十一条 （適用範囲）

## 第百七十二条 （外国執行当局への情報提供）

## 第百七十三条 （国際約束の誠実な履行等）

## 第百七十四条 （連絡及び協力）

## 第百七十五条 （政令への委任）

## 第百七十六条

## 第百七十七条

## 第百七十八条

## 第百七十九条

## 第百八十条

## 第百八十一条

## 第百八十二条

## 第百八十三条

## 第百八十四条

## 第百八十五条

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （本人の同意に関する経過措置）

## 第三条

## 第四条 （通知に関する経過措置）

## 第五条

## 第六条 （名称の使用制限に関する経過措置）

## 第七条 （行政機関等匿名加工情報に関する経過措置）

## 第一条 （施行期日）

## 第四条 （その他の経過措置の政令への委任）

## 第一条 （施行期日）

## 第六条 （その他の経過措置の政令への委任）

## 第一条 （施行期日）

## 第四条 （処分等に関する経過措置）

## 第五条 （命令の効力に関する経過措置）

## 第八条 （罰則の適用に関する経過措置）

## 第九条 （政令への委任）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （通知等に関する経過措置）

## 第三条 （外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置）

## 第四条 （主務大臣がした処分等に関する経過措置）

## 第七条 （委員長又は委員の任命等に関する経過措置）

## 第九条 （罰則の適用に関する経過措置）

## 第十条 （政令への委任）

## 第十一条 （事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮）

## 第十二条 （検討）

## 第一条 （施行期日）

## 第一条 （施行期日）

## 第一条 （施行期日）

## 第一条 （施行期日）

## 第一条 （施行期日）

## 第二条 （通知等に関する経過措置）

## 第三条

## 第四条 （外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置）

## 第五条 （個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置）

## 第六条 （認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置）

## 第八条 （罰則の適用に関する経過措置）

## 第九条 （政令への委任）

## 第十条 （検討）

## 第一条 （施行期日）

## 第七条 （第五十条の規定の施行に伴う経過措置）

## 第八条 （第五十一条の規定の施行に伴う準備行為）

## 第九条 （第五十一条の規定の施行に伴う経過措置）

## 第十条 （第五十一条と条例との関係）

## 第七十一条 （罰則に関する経過措置）

## 第七十二条 （政令への委任）

## 第七十三条 （検討）

## 第一条 （施行期日）

## 第百二十五条 （政令への委任）

## 第一条 （施行期日）

## 第一条 （施行期日）

## 第一条 （施行期日）

## 第四条 （罰則に関する経過措置）

## 第五条 （政令への委任）

## 第一条 （施行期日）

## 第六十七条 （罰則に関する経過措置）

## 第六十八条 （政令への委任）

## 第一条 （施行期日）